

【 公費解体必要資料 チェックリスト】

お手数ですが、下記の書類についてご用意をお願いします。
 なお、専門家によるチェック後に追加提出書類が生じる可能性があります。

個人が単有する場合 ※個人事業者を含む	チェック欄
被災家屋等の解体・撤去に関わる申請書(公費解体)	
印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)【原本】(3ヶ月以内)	
申請者の身分証明書【写し】【原本及び写し】(写真付きは1枚/写真なしは2枚)	
罹災証明書【原本】 又は被災証明書【原本】	
被災状況が分かる写真 ※解体を希望する家屋の全景が写り、解体及び撤去する対象家屋が特定できるもの	
※登記がない場合 納税通知書(課税明細書) ・ 土地・家屋名寄帳 ・ 評価証明書 のどれか	
場合により必要な書類	
来庁者が受任者の場合	
委任状 ※受任者の身分証明書の写し	
共有物件の場合	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有人・相続人)【原本】	
共有者全員の印鑑登録証明書【原本】(3ヶ月以内)	
家屋等の所有者が亡くなっている場合	
1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有人・相続人)【原本】	
2 相続人の印鑑登録証明書【原本】(3ヶ月以内)	
3 所有者の出生から死亡までの戸籍謄本と相続人全員分の現在の戸籍【原本】	
4 公正証書遺言書【原本】(コピーして返却) ※公正証書で相続している場合は、3・4	
5 遺産分割協議書【原本】(コピーして返却) ※遺産分割協議が成立している場合は、2・3・5	
建物登記に抵当権等の債権が設定されている場合	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(権利関係者)【原本】	
権利関係者の印鑑登録証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの) ※金融機関等が権利関係者の場合は、印鑑証明書不要	
借家(アパート、貸家)等で、入居者の残地物がある場合	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(権利関係者)【原本】	